

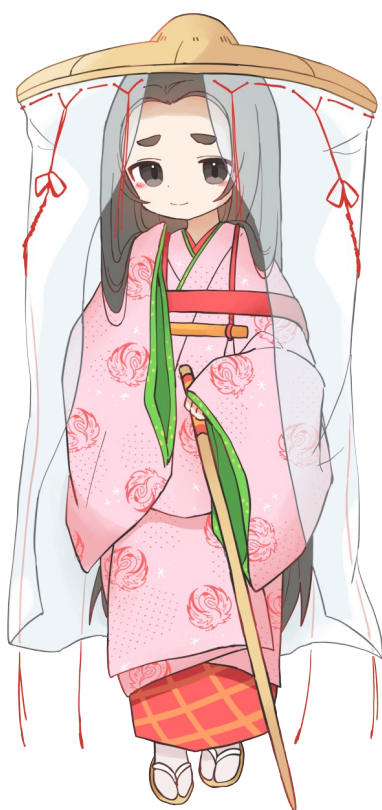
河東地域イメージキャラクター等使用マニュアル

河東地域イメージキャラクター

みなづるひめ

よしつね

「皆鶴姫」「義経」



リアルタイプ



ミニタイプ



リアルタイプ



ミニタイプ



河東地域シンボルマーク

商用利用ができます！

みんなで河東地域をPRしましょう

河東地域のイメージキャラクターの皆鶴姫と義経、河東地域シンボルマークは、河東地域の活性化につながる用途であれば、法人・個人を問わず、誰でも商品や景品などのパッケージや、グッズなどの製作に使用することができます。

使用するには、事前に申請が必要です。まずはご相談ください。

【申請・問い合わせ先】

河東地域づくり委員会

(事務局)

〒969-3481 会津若松市河東町郡山字休ミ石14
会津若松市役所河東支所 まちづくり推進課内
電話 0242-75-2113 / FAX 0242-75-3158
メール kawahigasi2013@gmail.com

河東地域イメージキャラクター等使用方法

河東地域の魅力の向上や情報発信につながる取組であれば、誰でも河東地域のイメージキャラクターやシンボルマークを使用することができます。

使用したい方は、使用方法などを確認する必要があるため、事前にご相談ください。

- 使用期間…営利目的の場合は承認から1年以内
- ※変更申請により延長できます

- 費用…無料
- ※当面は、使用料はかかりません

使用の際は名称かコピーライトを必ず記載しましょう

お店のPRや商品など
さまざまな商用利用が可能です

【名称の記載例】

- 河東地域イメージキャラクター 皆鶴姫
- 河東地域イメージキャラクター 皆鶴姫・義経
- 河東地域シンボルマーク など

商品や賞品、商品のパッケージ、お店のチラシ、ポップなど、さまざまな商用利用にお使いいただけます。
もちろん町内会活動や学校など、非商用利用も可能です。

【コピーライトの記載例】

- 皆鶴姫©河東地域
- 皆鶴姫・義経©河東地域
- シンボルマーク©河東地域



皆鶴姫©河東地域

禁止事項

- 承認された内容・用途以外では使用できません。
- デザインの変形や一部削除、縦横比の変更などの応用使用はできません。
- 承認を受けた権利の譲渡または転貸はできません。
- 商標、意匠等の登録出願は行わないでください。

河東地域のイメージや品位を傷つける恐れがある場合や、不当な利益を得る場合などは、キャラクター等の使用の承認できません。

申請から承認までの流れ

河東地域づくり委員会へ相談



事務局から送られた
申請書に必要書類を添えて申請



承認の通知が届いたら、
キャラクター等が使用できる



商品等が完成したら、完成品を
事務局へ提出（写真も可）



まずは、「河東地域づくり委員会」へご相談ください！